

山梨県公報

第二千七百六十二号

平成三十年

一月二十五日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………一九
- 道路の供用開始……………一九
- 換地処分の実施……………一九
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二〇
- その他……………二〇
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………二〇

公告

- 換地処分の実施……………一九
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二〇
- その他……………二〇
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………二〇

告示

山梨県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
甲府市落合町字田通一二四九地先から甲府市小曲町字寺東四番二地先まで	新	旧	六・一〇 一五・九	一一〇・四
	六・九〇 四〇・二			一一〇・四

山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
笛吹市芦川町鷺宿字里道二三七五番一地从先から 笛吹市芦川町鷺宿字シダ倉二三七六番二地先まで	新	旧	一〇・一〇 一六・八	八九・八
	一三・〇〇 三二・七			八九・八

山梨県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年二月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町小縄字サカノ三三二番一地从先から 南巨摩郡早川町小縄字サカノ三二七番地先まで		九三・五	平成三十年一月二十五日

公告

○換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営田園居住空間整備事業富士吉田地区(城山工区)の換地処分を平成三十年一月十日

実施した。

平成三十年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 上野原市上野原字梨久保三千百四十二番五のの一部、三千百六十二番一、三千百六十三番二のの一部、三千百六十三番三のの一部、三千百六十三番七、三千百六十三番九、三千百六十三番十、三千百六十四番二、三千二百六番三及び道の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市 上野原市長 江口英雄

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十年一月二十五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

- 一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖

漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

- 二 指示の期間 平成三十年一月二十五日から同年五月三十一日まで